

■ 「著作物再販制度の取扱いについて」(公取委平成13年3月23日公表)の読後感

(慶應義塾大学産業研究所 石岡 克俊)

○ はじめに

・「著作物再販制度の取扱いについて」(「姿勢表明」)の内容と評価

(1)内容

- ①当面著作物再販制度を存置すること
- ②その対象品目は従来どおり6品目に限ること
- ③消費者利益向上のために制度の弾力的運用を要請すると同時に、その実効を検証するための協議会を設置すること

(2)評価(予想通りの結果)

○ 「姿勢表明」に至る手続きについて

・「著作物再販制度の運用の是正等について」(「六項目是正要請」)の問題点

(1)「六項目是正要請」それ自体の問題

- ①対象六品目に対する一律の要請
- ②表面的・形式的実施の要請(運用の硬直性への対応?、価格設定と販売促進手段の混同、硬直性を生み出す構造に目を向けた実質的要請の必要)

(2)「六項目是正要請」の評価に関する問題

- ①意図的(?)なポイントのすり替え
- ②単なる要請ではなく、品目ごとの評価のポイントも含めた内容に

附 「インターネット等を利用した電子商取引等の拡大による影響」に見る公取委の姿勢

- ①楽観論(?)
- ②「新しい流通・取引形態の発展が阻害されることがないように注視し、問題がみられた場合には、厳正に対処することとしている」(6頁) =>新たな流通・取引形態はインターネット関連だけではないはず。

・「違法」ではないが「後ろ向き」ないしは「消化試合的な」意見照会（パブリックコメント）

(1)「規制の設定又は改廃に係る」"案"の提示をするのが原則

・「意思表示を行う行政機関は、最終的な意思決定を行う前に、その案等を公表する」（「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」平成 11 年 3 月 23 日閣議決定 1 及び 2）

(2)公正取引委員会の考え方の積極的かつ具体的提示の必要

(3)単なる水掛け論的賛成・反対論争の回避

○ 「姿勢表明」に現れた弊害規制の根拠と内容

・独占禁止法 23 条 4 項及び 1 項の解釈論的課題

(1)「再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為」の範囲：

①違法行為を合法行為として認めている実態をどう考えるか（ex.戸別配達を実現するために不可欠とされる厳格な地域制限行為（二重の競争制限行為）

②ある特定の行為を問議した場合、「正当な行為」という要件をどのように位置付けるか（共同実施と逆の手段（非再販本取扱いを企図する者に対する抑圧的行為）等）

(2)「当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合」

・ある特定の状況においてこの要件が該当性が認められた場合、（法改正を伴わずに）再販行為を違法とすることができるか。

・出版流通における弊害を個別的に独占禁止法違反として取り上げることは、困難である場合が多く（構造的問題ゆえ）、そうした特徴に対応した取扱いが必要。

・二つの選択肢

(1)協議会（第三者機関）の設置

(2)特殊指定の活用

<参照条文>

独占禁止法第 23 条（抄）

第 1 項 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に

識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

第2項 公正取引委員会は、次の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

- 1.当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。
- 2.当該商品について自由な競争が行われていること。

第3項 （略）

第4項 著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第1項と同様とする。

第5項 （略）